

阪神高速道路株式会社 第7回定時株主総会

議事次第

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日） 午前11時

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 第7期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役選任の件
第3号議案	監査役選任の件
第4号議案	退任取締役に対する退職慰労金支給の件

事業報告

平成 23 年 4 月 1 日から
平成 24 年 3 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、昨年 3 月に発生した東日本大震災による影響を受けて、生産・輸出を中心に大きく落ち込み、また、需要も弱い動きとなりましたが、生産設備やサプライチェーンの立て直しが進んだことで秋口には既に震災前の水準に復し、以後、依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直している状況です。関西経済についても、緩やかな持ち直し傾向が見られますが、全体として足踏み状態となっており、引き続き、電力供給制約への不安や海外経済減速の影響、為替相場、国際商品市況の動向に注視が必要な状況となっています。

このような経営環境の下、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路の管理等に携わる阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に努めて参りました。

高速道路事業におきましては、平成 24 年 1 月 1 日から、利用距離にかかわらず料金圏毎に均一料金となっていた「料金圏別均一料金」から、料金圏を廃止した「距離料金」へ移行しました。NEXCO・本四高速との乗継割引等の割引については、当面、平成 25 年度まで実施することとしています。高速道路の建設につきましては、関西経済の発展に寄与するネットワークの整備に向け、現在建設中の路線等の整備促進に努め、おおむね順調に進捗しております。

その他の事業におきましても、橋梁のアセットマネジメントや地震対策等の技術を活かし、中国現地法人や日本高速道路インターナショナル株式会社を通じた国際事業を積極的に推進したほか、引き続き、大阪港咲洲トンネルの指定管理者事業、夢咲トンネルの管理受託事業、休憩所事業、駐車場事業等についても着実に展開しました。

この結果、当事業年度における当社グループの営業収益は 236,846 百万円（前事業年度比 5.6%減）、営業利益は 2,721 百万円（同 20.5%減）、経常利益は 3,524 百万円（同 22.1%減）、当期純利益は 1,182 百万円（同 72.9%減）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりです。

<高速道路事業>

高速道路事業では、「距離料金」への移行と併せて、更なる ETC の普及促進を目指し、「ETC 車載器購入キャンペーン」を継続的に実施しました。また、企画割引「阪神高速 ETC 1 日乗り放題パス（【2011 夏】、【2011 秋冬】）」を発売し、ETC 利用促進策を実施しました。

高速道路通行台数は、東日本大震災や台風の影響等により一日当たり約 73 万台（前事業年度比 0.9%減）とやや減少傾向となりましたが、料金収入は大型車通行台数の増加や割引施策の変更等により、166,733 百万円（前事業年度比 3.0%増）となりました。

注）これまで料金圏毎に通行台数を計上していましたが、距離料金移行後は、料金圏を廃止したことから、阪神高速道路利用 1 回毎に通行台数を計上する方法としています。このため、距離料金移行前の通行台数についても同様の計上方法となるよう換算した数値を用いています。なお、換算後の前事業年度の通行台数は、約 73 万台/日です。

また、安全・安心・快適な道路サービスを提供するため、第 2 次交通安全対策アクションプログラムに基づき、これまでの事故多発地点への施設面の整備と併せてドライバーへの走

行を支援するプロジェクトを引き続き展開しました。「距離料金」への移行に当たっては、その前後に集中的に広報活動を行い、お客さまへの周知を図りました。

高速道路の建設につきましては、淀川左岸線や大和川線の整備を推進するとともに、西船場ジャンクション改築（信濃橋渡り線（仮称））事業については 11 月に事業化が決定し、用地買収等事業の本格実施に向け動き出しました。

【平成 23 年度建設中路線等】

路 線 名	区 間	延長(km)
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区島屋二丁目 (至) 同市北区豊崎六丁目	8.7 [4.3]
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 松原市三宅中八丁目	9.7 [4.3]
神戸市道高速道路 2 号線	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区蓮池町	2.2
大阪府道高速大阪守口線 (守口ジャンクション（仮称）)	守口市大日町付近	——
大阪府道高速大阪松原線 (松原ジャンクション改良)	松原市大堀付近	——
大阪府道高速大阪池田線 (信濃橋渡り線（仮称）)	(自)大阪市西区西本町 (至)同市同区江戸堀	——

(注) 1. 延長(km)欄の〔 〕内は、公共事業及び有料道路事業による合併施行区間を内数で記載しております。

2. 神戸市道高速道路 2 号線のうち 1.8km については、平成 22 年 12 月に開通しております。

この結果、高速道路事業の営業収益は 216,846 百万円（前事業年度比 8.4%減）となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新規投資は 35,091 百万円、防災安全対策や附属施設の高度化等の改築等投資は 19,799 百万円となりました。

なお、「距離料金」への移行を契機に、当社の経営に対する関心が高まったことを受け、一層の経営改善を推進するため、当社に阪神高速道路株式会社経営改善委員会を設置しました。平成 24 年 3 月には、同委員会から受けた提言に基づき、阪神高速道路株式会社経営改善計画を策定したところであり、平成 24 年度以降、同計画を着実に実施して参ります。

＜受託事業＞

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線に係る工事を始めとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託しました。

この結果、受託事業の営業収益は 15,704 百万円（前事業年度比 40.7%増）となりました。

＜その他の事業＞

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行事業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等を展開してきました。

道路管理代行事業に関しましては、平成 21 年から実施している大阪港咲洲トンネル等について事業者側から引き続き高評価を得ているほか、大和川線のシールド工事発生土再生活

用事業を本格的に実施しました。

この結果、その他の事業の営業収益は4,638百万円（前事業年度比45.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は6,358百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

- ・ 高速道路事業 料金収受機械の新設及びE T C設備等の増設等
- ・ その他の事業 休憩所の改修等

② 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の拡充等
- ・ その他の事業 休憩所の改修等

③ 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失

- ・ 高速道路事業 旧式料金収受機械の撤去

(3) 資金調達の状況

① 平成23年7月25日及び平成23年11月22日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づき、各92億円、合計185億円の無利子資金の借入れを行いました。

② 平成24年2月23日、第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）150億円を発行しました。

③ 平成24年3月29日、株式会社三井住友銀行外14金融機関から総額80億円の借入れを行いました。

(4) 対処すべき課題

阪神高速道路株式会社経営改善計画の実施や、交通安全対策、渋滞対策等の一層の推進を通じ、「先進の道路サービスへ」の実現に向けて、平成24年度は「果敢にチャレンジ!!」を阪神高速グループスローガンに掲げ、取り組んで参ります。

具体的な取組の内容は、次のとおりです。

<関西エリアに欠かせないネットワーク整備の促進>

淀川左岸線及び大和川線について厳正なる工程管理の下、着実に整備促進するとともに、守口ジャンクション（仮称）・松原ジャンクション改良も推進します。

また、西船場ジャンクション改築（信濃橋渡り線（仮称））事業については用地買収等事業を本格的に実施するほか、淀川左岸線延伸部や大阪湾岸道路西伸部等について、都市計画や整備の在り方に関する議論に積極的に参画します。

<企業理念に掲げる高速道路サービスの充実>

安全・安心・快適な道路サービスの提供のため、案内標識の改善など、引き続き、お客さまの立場に立ったサービス向上に取り組むとともに、第2次交通安全対策アクションプログラムに基づき、ソフト・ハード両面からの交通安全対策を推進し、併せて、I T S技術を活用した安全対策や高度な情報提供等についても検討を進めます。

また、道路構造物について、予防保全技術を開発するほか、維持管理ガイドラインに基づき、有効な具体的工種の選定等を実施し、長寿命化に向けて事業推進するとともに、適正な管理水準を確保しつつコスト縮減に努めます。

<その他の事業の展開>

休憩所事業、駐車場事業等を着実に推進するとともに、当社グループ全体で関連事業・新規事業の拡充を図るため、経営資源の活用等により、新たな事業展開を目指し、事業創出に向けた取組を進めます。

さらに、橋梁のアセットマネジメントや地震対策等の当社の保有技術を活かして、高速道路や橋梁の建設・管理に係るコンサルティング事業の積極的な海外展開を図るとともに、道路管理代行事業については、大阪港咲洲トンネルや夢咲トンネルでの実績を活かして事業モデルを構築し、他道路への展開に向けた準備を進めます。

<環境・景観面の取組>

地球環境の保全、都市環境との共生等について、当社グループ全体として環境への取組を推進します。

また、景観面でも地域活性化等に資する修景プロジェクト等に引き続き取り組み、美しい都市景観の形成に寄与できるよう努めます。

<持続発展可能な企業としての取組>

当社グループ全体の総合力を高め、企業価値の最大化を図るため、グループ各社の役割分担を改めて明確にするとともに、各社間での事業領域を整理し、グループ内の相互連携を深めつつ、経営効率の向上、当社グループの保有する技術やノウハウを最大限発揮できる事業環境の整備に努めます。

また、阪神高速道路株式会社経営改善計画を着実に実施し、グループ経営の効率化等による計画管理費の10億円縮減、発注の透明性向上等を実施するとともに、コスト縮減の成果も活用したお客さまサービスの向上に努めて参ります。

さらに、アジア・アフリカ各国の道路管理者等との国際的な技術交流等も含め、地域との連携・協力に関する多様な取組を実施します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第4期 (平成20年度)	第5期 (平成21年度)	第6期 (平成22年度)	第7期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	222,419	178,233	250,778	236,846
当期純利益 (百万円)	3,604	3,047	4,368	1,182
1株当たり 当期純利益 (円)	180.24	152.39	218.41	59.13
総 資 産 (百万円)	272,374	317,211	299,978	266,813
純 資 産 (百万円)	31,442	34,389	36,878	38,038
1株当たり 純資産額 (円)	1,471.81	1,625.12	1,843.94	1,901.93

②当社

区 分	第 4 期 (平成 20 年度)	第 5 期 (平成 21 年度)	第 6 期 (平成 22 年度)	第 7 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	220,729	176,520	248,500	233,094
当期純利益 (百万円)	3,117	1,889	1,734	1,330
1 株当たり 当期純利益 (円)	155.86	94.50	86.73	66.55
総 資 産 (百万円)	265,632	309,703	290,964	259,629
純 資 産 (百万円)	28,052	29,942	31,676	33,007
1 株当たり 純資産額 (円)	1,402.60	1,497.10	1,583.83	1,650.38

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場事業・人材派遣事業・休憩所管理事業
阪神高速技術株式会社	80 百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10 百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速技研株式会社	30 百万円	100%	調査・設計・積算等業務
株式会社高速道路開発	50 百万円	100% (100%)(注)	集客施設事業・旅行事業・ETC活用事業

(注) 議決権比率の () 内は、間接所有割合で、内数であります。

③その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりです。

①高速道路事業

ア. 高速道路の新設及び改築

イ. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

②受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③その他の事業

休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等

(8) 主要な事業所

①当社

本社 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
建設事業本部 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
大阪建設部 大阪市港区弁天一丁目2番1-1900号
堺建設部 堺市堺区南花田口町二丁目3番20号
大阪管理部 大阪市港区石田三丁目1番25号
神戸管理部 神戸市中央区新港町16番1号
京都管理所 京都市伏見区深草中川原町13番7号

②子会社

阪神高速サービス株式会社 大阪市西区西本町一丁目3番15号
阪神高速技術株式会社 大阪市西区西本町一丁目4番1号
阪神高速パトロール株式会社 大阪市西区立売堀一丁目4番12号
阪神高速トール大阪株式会社 大阪市西区立売堀一丁目3番13号
阪神高速トール神戸株式会社 神戸市中央区雲井通四丁目2番2号
阪神高速技研株式会社 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
株式会社高速道路開発 大阪市西区靱本町一丁目11番7号

(9) 従業員の状況

①企業集団

区分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	1,792名	5名増
受託事業		
その他の事業	72名	40名増
全社（共通）	175名	10名減
合計	2,039名	35名増

②当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
701名	25名減	42.9歳	17.2年

(注) 1. 従業員数には、当社から社外への出向者（83名）を除き、社外から当社への出向者（70名）を含めております。

なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。

(注) 2. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	80,941 百万円
株式会社三井住友銀行	5,802 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	5,789 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,125 百万円
株式会社りそな銀行	1,787 百万円
株式会社新生銀行	1,633 百万円
株式会社あおぞら銀行	433 百万円
株式会社福井銀行	264 百万円
株式会社池田泉州銀行	228 百万円
株式会社京都銀行	115 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	270 百万円
中央三井信託銀行株式会社	143 百万円
住友信託銀行株式会社	476 百万円
農林中央金庫	2,035 百万円
信金中央金庫	1,768 百万円
株式会社山陰合同銀行	2,000 百万円

(注) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 20,000,000 株

(3) 株主数 7 名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
国土交通大臣	9,999,996 株	50.0%
大阪府	2,876,722 株	14.4%
大阪市	2,876,722 株	14.4%
兵庫県	1,827,287 株	9.1%
神戸市	1,827,287 株	9.1%
京都府	295,993 株	1.5%
京都市	295,993 株	1.5%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	大橋 光博	・株式会社MRI取締役会長
常務取締役	幸 和 範	・兼執行役員（経営企画部及び技術部の一部業務並びに事業開発部担当） ・阪神高速サービス株式会社社外取締役 ・阪神高速技術株式会社社外取締役 ・阪神高速技研株式会社社外取締役
常務取締役	南部 隆 秋	・兼執行役員（技術部の一部業務及び建設事業本部担当） ・日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役
常務取締役	菅 沼 孝 治	・兼執行役員（総務人事部及び営業部の一部業務担当） ・阪神高速サービス株式会社取締役
常務取締役	川 本 清	・兼執行役員（計画部担当）
取締役	林 部 史 明	・兼執行役員（経営企画部の一部業務及び東京事務所担当）
常勤監査役	飯 島 久 司	
監査役	楠 守 雄	・極東開発工業株式会社社外監査役 ・日工株式会社社外監査役
監査役	丸 岡 耕 平	

（注）常勤監査役飯島久司氏及び監査役楠守雄氏は、社外監査役であります。

なお、上記のとおり常務取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	浅野 博 司	経理部及び監査室担当
執行役員	南 莊 淳	営業部の一部業務並びに保全交通部、管理部及び京都管理所担当
執行役員	網 谷 喜 明	総務人事部の一部業務並びに情報システム室及び環境景観室担当

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	6名	116百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	25百万円 (19百万円)
合 計	9名	141百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額8百万円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役楠守雄氏は、極東開発工業株式会社社外監査役及び日工株式会社社外監査役であります。当社は、極東開発工業株式会社及び日工株式会社との間に、特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (13回開催)	監査役会出席回数 (17回開催)
監査役 飯島 久司	13回	17回
監査役 楠 守雄	11回	15回

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 監査役飯島久司氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の業務運営全般、とりわけグループ経営体制における親会社としての関わり方やリスクマネジメントの必要性と設備投資に対する実効性の確保等についての発言を適宜行っております。
- ・ 監査役楠守雄氏は、長年にわたる民間企業の経営者としての経験を踏まえた大局的な観点から、当社の経営課題全般、とりわけ経営体制における職責の在り方等についての発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	38,600 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,600 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役は、当該会計監査人の解任につき検討します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)として、以下の体制の整備について取締役会で決議しております。

①コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針その他社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会、社員相談・通報体制の運用を通じて、コンプライアンスの推進を図る。

特に、契約からの暴力団等の排除その他反社会的勢力による不当要求等への対応については、警察等関係機関と連携を図りつつ、社内規則に基づき、着実に取組みを進める。

②個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制の運用を通じて、個人情報の保護を図る。

③公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会、公正入札調査委員会など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施運用を図る。

④内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室を始めとする内部監査に関する体制の運用を通じて、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上を図る。

⑤文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書(取締役の職務の執行に係る文書を含む。)の作成、保存等の管理に関する体制、情報セキュリティ委員会その他の全社的な情報セキュリティマネジメント体制(文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。)の運用を通じて、適

切な情報の保存、管理等の推進を図る。

⑥リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用する。

特に、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、想定される様々な災害等のリスクに対する取組みを進める。

⑦取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、着実に効率的な業務推進を図る。

⑧子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等（監査室による監査を含む。）の管理体制の運用を通じて、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図る。

⑨監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室に専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させる。

監査役は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

⑩監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保する。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成24年3月31日

資産の部

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I	流動資産		
	現金及び預金		13,984
	高速道路事業営業未収入金		19,386
	未収入金		5,462
	未収還付法人税等		3
	未収消費税等		538
	有価証券		549
	仕掛道路資産		164,490
	原材料及び貯蔵品		239
	受託業務前払金		11,096
	繰延税金資産		855
	その他		2,858
	貸倒引当金		△11
			<hr/>
	流動資産合計		219,455
II	固定資産		
	1. 有形固定資産		
	建物及び構築物	23,779	
	減価償却累計額	△7,171	16,608
		<hr/>	
	機械装置及び運搬具	43,183	
	減価償却累計額	△23,017	20,165
		<hr/>	
	土地		4,975
	リース資産	1,148	
	減価償却累計額	△422	725
		<hr/>	
	建設仮勘定		940
	その他	1,158	
	減価償却累計額	△665	492
		<hr/>	
	有形固定資産合計		43,908
	2. 無形固定資産		
	ソフトウェア		1,279
	その他		6
			<hr/>
	無形固定資産合計		1,285
	3. 投資その他の資産		
	投資有価証券		584
	繰延税金資産		370
	その他		1,251
	貸倒引当金		△42
			<hr/>
	投資その他の資産合計		2,164
			<hr/>
	固定資産合計		47,358
			<hr/>
	資産合計		266,813
			<hr/> <hr/>

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債	
高速道路事業営業未払金	19,364
未払金	3,087
短期借入金	200
1年以内返済予定長期借入金	47,033
リース債務	189
未払法人税等	1,093
未払消費税等	247
受託業務前受金	9,891
前受金	589
賞与引当金	1,307
回数券払戻引当金	228
その他	897
	<hr/>
流動負債合計	84,131
II 固定負債	
道路建設関係社債	64,026
道路建設関係長期借入金	54,646
長期借入金	4,233
リース債務	521
繰延税金負債	94
退職給付引当金	19,084
役員退職慰労引当金	72
ETCマイレージサービス引当金	723
負ののれん	551
その他	691
	<hr/>
固定負債合計	144,644
負債合計	<hr/> <hr/> 228,775

純資産の部

I 株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	10,000
利益剰余金	18,035
	<hr/>
株主資本合計	38,035
II その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	3
	<hr/>
その他の包括利益累計額合計	3
	<hr/>
純資産合計	38,038
負債・純資産合計	<hr/> <hr/> 266,813

連結損益計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 営業収益		236,846
II. 営業費用		
道路資産賃借料	122,367	
高速道路等事業管理費及び売上原価	105,085	
販売費及び一般管理費	6,671	234,124
営業利益		2,721
III. 営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	1	
土地物件貸付料	31	
寄付金収入	80	
原因者負担収入	15	
回数券払戻引当金戻入額	71	
負ののれん償却額	374	
デリバティブ評価益	30	
持分法による投資利益	88	
その他	173	885
IV. 営業外費用		
支払利息	62	
偽造ハイウェイカード損失	1	
その他	19	82
経常利益		3,524
V. 特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	31	
投資有価証券償還益	0	
出資金償還益	93	126
VI. 特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却費	40	
投資有価証券売却損	117	
デリバティブ評価損	2	
減損損失	961	1,123
税金等調整前当期純利益		2,526
法人税、住民税及び事業税	1,678	
過年度法人税等	38	
法人税等調整額	△373	1,344
少数株主損益調整前当期純利益		1,182
当期純利益		1,182

連結株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
平成23年4月1日残高	10,000	10,000	16,852	36,852	26	26	36,878
連結会計年度中の変動額							
当期純利益			1,182	1,182			1,182
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					△ 22	△ 22	△ 22
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,182	1,182	△ 22	△ 22	1,159
平成24年3月31日残高	10,000	10,000	18,035	38,035	3	3	38,038

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称
阪神高速サービス(株)
阪神高速技術(株)
阪神高速パトロール(株)
阪神高速トール大阪(株)
阪神高速トール神戸(株)
阪神高速技研(株)
(株)高速道路開発

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称
(株)情報技術
阪申土木技術諮詢(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 (株)情報技術

(2) 持分法適用の関連会社の数 5社

関連会社の名称
(株)テクノ阪神
内外構造(株)
(株)ハイウェイ管制
阪神施設工業(株)
阪神施設調査(株)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品
主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

②重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対するもの

株式 359百万円

- (2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債64,026百万円(額面64,160百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債71,340百万円(額面)の担保に供しております。

- (3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 557,630百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 90,369百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が35,000百万円、道路建設関係長期借入金が16,233百万円それぞれ減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)等を保有しておりますが、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、為替相場及び市場金利の動向等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。また、営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	13,984	13,984	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	19,386	19,386	-
(3) 未収入金	5,462	5,462	-
(4) 未収還付法人税等	3	3	-
(5) 未収消費税等	538	538	-
(6) 有価証券及び投資有価証券	755	755	-
資産計	40,131	40,131	-
(1) 高速道路事業営業未払金	19,364	19,364	-
(2) 未払金	3,087	3,087	-
(3) 短期借入金	200	200	-
(4) 1年以内返済予定長期借入金	47,033	47,033	-
(5) 未払法人税等	1,093	1,093	-
(6) 未払消費税等	247	247	-
(7) 道路建設関係社債	64,026	66,177	2,151
(8) 道路建設関係長期借入金	54,646	54,646	-
(9) 長期借入金	4,233	4,233	-
負債計	193,931	196,083	2,151

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)高速道路事業営業未収入金、(3)未収入金、(4)未収還付法人税等及び(5)未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金、(3)短期借入金、(5)未払法人税等及び(6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)1年以内返済予定長期借入金、(8)道路建設関係長期借入金及び(9)長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額379百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(6)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,901円93銭
1株当たり当期純利益金額	59円13銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,182百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,182百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

平成24年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

I 流動資産			
現金及び預金		12,655	
高速道路事業営業未収入金		19,385	
未収入金		5,126	
未収消費税等		487	
仕掛道路資産		164,502	
貯蔵品		143	
受託業務前払金		11,096	
前払費用		68	
繰延税金資産		430	
その他		1,464	
貸倒引当金		<u>△11</u>	
	流動資産合計		215,350
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	865		
構築物	11,664		
機械及び装置	20,039		
車両運搬具	30		
工具、器具及び備品	84		
建設仮勘定	<u>924</u>	33,608	
無形固定資産			
ソフトウェア	483		
その他	<u>1</u>	<u>484</u>	34,093
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	59		
構築物	19		
機械及び装置	0		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	0		
土地	<u>1,321</u>	1,400	
無形固定資産			
ソフトウェア	1		
その他	<u>0</u>	<u>1</u>	1,401
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,151		
構築物	28		
工具、器具及び備品	280		
土地	2,715		
リース資産	103		
建設仮勘定	<u>13</u>	6,293	
無形固定資産			
ソフトウェア	592		
その他	<u>0</u>	<u>593</u>	6,886
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	9		
土地	<u>585</u>	<u>595</u>	595
E 投資その他の資産			
投資有価証券		20	
関係会社株式		365	
長期前払費用		545	
その他		411	
貸倒引当金		<u>△42</u>	<u>1,301</u>
	固定資産合計		<u>44,279</u>
	資産合計		<u>259,629</u>

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		16,851	
1年以内返済予定長期借入金		46,933	
未払金		2,109	
リース債務		33	
未払費用		435	
未払法人税等		564	
預り金		5,970	
受託業務前受金		9,891	
前受金		381	
賞与引当金		684	
回数券払戻引当金		228	
その他		166	
	流動負債合計		84,253
II 固定負債			
道路建設関係社債		64,026	
道路建設関係長期借入金		54,646	
その他の長期借入金		4,233	
リース債務		52	
繰延税金負債		101	
受入保証金		38	
退職給付引当金		18,248	
役員退職慰労引当金		26	
ETCマイレージサービス引当金		723	
その他		272	
	固定負債合計		142,367
	負債合計		<u>226,621</u>
純資産の部			
I 株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金		10,000	
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	155		
高速道路事業別途積立金	10,987		
関連事業別途積立金	3		
繰越利益剰余金	1,861	13,007	
	利益剰余金合計		13,007
	株主資本合計		<u>33,007</u>
	純資産合計		<u>33,007</u>
	負債・純資産合計		<u>259,629</u>

損益計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	166,733		
道路資産完成高	49,290		
その他の売上高	21	216,045	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	122,367		
道路資産完成原価	49,290		
管理費用	42,776	214,434	
高速道路事業営業利益			1,611
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	79		
駐車場事業収入	487		
受託業務収入	15,704		
その他営業事業収入	778	17,049	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	79		
駐車場事業費	218		
受託業務事業費	15,661		
その他営業事業費	829	16,789	
関連事業営業利益			259
全事業営業利益			1,871
III. 営業外収益			
受取利息		18	
有価証券利息		9	
受取配当金		197	
土地物件貸付料		32	
寄付金収入		75	
原因者負担収入		15	
回数券払戻引当金戻入額		71	
雑収入		46	466
IV. 営業外費用			
支払利息		62	
偽造ハイウェイカード損失		1	
雑損失		2	65
経常利益			2,271
V. 特別利益			
固定資産売却益		0	0
VI. 特別損失			
固定資産除却費		18	
減損損失		317	335
税引前当期純利益			1,937
法人税、住民税及び事業税		940	
過年度法人税等		30	
法人税等調整額		△364	606
当期純利益			1,330

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
			固定資産圧縮積立金	高速道路事業別途積立金	関連事業別途積立金	繰越利益剰余金			
平成23年4月1日残高	10,000	10,000	152	9,416	3	2,104	11,676	31,676	31,676
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩			△ 4			4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加			6			△ 6	-	-	-
別途積立金の積立				1,571		△ 1,571	-	-	-
当期純利益						1,330	1,330	1,330	1,330
事業年度中の変動額合計	-	-	2	1,571	-	△ 242	1,330	1,330	1,330
平成24年3月31日残高	10,000	10,000	155	10,987	3	1,861	13,007	33,007	33,007

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

① 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物	5～60年
機械及び装置	5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債64,026百万円(額面64,160百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債71,340百万円(額面)の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

29,841百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

557,630百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

90,369百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が35,000百万円、道路建設関係長期借入金が16,233百万円それぞれ減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,052百万円
短期金銭債務	6,633百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

高速道路事業営業収益	0百万円
高速道路事業営業費用	27,452百万円
関連事業営業収益	613百万円
関連事業営業費用	796百万円

営業取引以外の取引 1,117百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	6,494 百万円
回数券払戻引当金	86 百万円
賞与引当金	259 百万円
未払事業税	69 百万円
ETCマイレージサービス引当金	257 百万円
減損損失	828 百万円
前受金	140 百万円
その他	146 百万円
繰延税金資産小計	8,284 百万円
評価性引当額	△ 7,853 百万円
繰延税金資産合計	430 百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△ 94 百万円
その他	△ 6 百万円
繰延税金負債合計	△ 101 百万円

繰延税金資産の純額 329 百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	430 百万円
固定負債－繰延税金負債	△ 101 百万円

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成62年9月30日であります。

1年以内	127,521百万円
1年超	6,584,939百万円
合計	6,712,460百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都 千代田区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路 建設、改 築事業等 に関する分 担金の支 払い等	受託業務 収入	9,357	未収入金	329
							受託事業 による前受 金の受入	3,051	受託業務 前受金	9,381

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術 株式会社	大阪市 西区	80	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務 の委託 役員の兼 任 資金の援 助	資金の預 り (※1)	—	預り金	2,859

- (注)※ 1. 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(以下「CMS」という。)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを記載しております。
なお、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 期末残高には、消費税等が含まれております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している 会社等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返済 機構	東京都 港区	5,255,124	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (※1)	122,367	高速道路 事業営業 未払金	11,172
									高速道路 事業営業 未収入金	3,451
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路 資産の引 渡	49,290	高速道路 事業営業 未収入金	1,677
									高速道路 事業営業 未払金	24
							道路建設 関係債務 の引渡 (※2)	51,233	—	—
						借入金 の連帯 債務	債務保証 (※2、3)	647,999	—	—
	資金の 借入	道路建設 関係借入 金の借入 (※4)	18,536	道路建設 関係長期 借入金	35,075					
				1年以内 返済予定 長期借入 金	45,866					

(注)※ 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※ 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,650円38銭

1株当たり当期純利益金額 66円55銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株主が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,330百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	1,330百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市田 龍 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市田 龍 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 各監査役は、監査役監査規程に基づき決定した監査の方針、監査計画等に従い、それぞれ監査を実施いたしました。監査の実施に際しては、監査役会を開催し（当該事業年度は17回開催）、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については必要に応じ、取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議、重要案件会議その他重要な会議に出席したほか、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、内部監査部門から事前に監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について適宜報告を受けるとともに、情報の交換に努め、緊密な関係のもと、効率的な監査を実施いたしました。
- (3) 本社及び各事業所において責任者等に対してヒアリングを行うとともに、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (4) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議（平成18年5月2日決定、平成19年2月28日及び平成21年2月18日一部見直し）の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況を監視及び検証いたしました。
- (5) 子会社については、その取締役及び監査役等と情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、状況の把握に努めました。また、会計監査人の往査に立ち会いました。
- (6) 会計監査に関しては、事前に会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行いました。

監査の結果については、会計監査人から直接報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、その際、会計監査の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知も、併せて受領いたしました。

なお、監査の実施にあたり、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(7) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年6月1日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 飯島 久司 ㊟

監査役 丸岡 耕平 ㊟

監査役 楠 守雄 ㊟

(注) 常勤監査役飯島久司、監査役楠守雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(決議事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業の将来の不確定要因に備えるため、前期と同様、繰越利益剰余金1,861百万円のうち高速道路事業に係る当期純利益相当額1,165百万円を高速道路事業別途積立金として積み立てさせていただきたく存じます。

なお、可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきたくお願い致します。

(剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその金額

高速道路事業別途積立金	1,165,362,585円
-------------	----------------

2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	1,165,362,585円
---------	----------------

第2号議案 取締役選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	やま ぎわ とも かず 山 澤 俱 和 (昭和22年11月26日)	昭和46年4月 京阪神急行電鉄(株)入社 平成12年6月 阪急電鉄(株)取締役(統括本部長) 平成14年4月 同 取締役 平成14年4月 (株)第一阪急ホテルズ代表取締役社長 平成19年6月 阪急阪神ホールディングス(株)取締役 平成24年4月 (株)阪急阪神ホテルズ代表取締役会長 平成24年6月 同 相談役 (現在に至る)	なし
2	ゆき かず のり 幸 和 範 (昭和22年11月15日)	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成13年5月 同 計画部次長 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 阪神高速道路(株)執行役員 平成18年6月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 阪神高速サービス(株)社外取締役(非常勤) 阪神高速技術(株)社外取締役(非常勤) (株)高速道路開発社外取締役(非常勤)	なし
3	なん ぶ たか あき 南 部 隆 秋 (昭和23年10月23日)	昭和49年4月 建設省入省 平成13年5月 国土交通省道路局有料道路課長 平成13年7月 同 道路局国道課長 平成15年1月 同 四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年10月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本高速道路インターナショナル(株)社外監査役(非常勤)	なし

4	<p>すが ぬま たか はる 菅 沼 孝 治</p> <p>(昭和26年12月18日)</p>	<p>昭和49年4月 阪神高速道路公団入社 平成13年5月 同 総務部広報課長 平成14年5月 同 人事部人事課長 平成16年6月 同 業務部次長 平成17年10月 阪神高速道路(株)総務人事部長 平成20年7月 阪神高速サービス(株)専務取締役 平成22年9月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 阪神高速サービス(株)取締役(非常勤)</p>	なし
5	<p>かわ もと きよし 川 本 清</p> <p>(昭和25年1月5日)</p>	<p>昭和49年4月 大阪市採用 平成12年4月 同 港湾局副理事(大阪港埠頭公社出向) 平成16年4月 同 港湾局企画振興部長 平成17年4月 同 港湾局計画整備部長 平成19年4月 同 港湾局長 平成22年6月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る)</p>	なし
6	<p>はやし べ ふみ あき 林 部 史 明</p> <p>(昭和30年1月4日)</p>	<p>昭和53年4月 建設省入省 平成16年7月 国土交通省道路局総務課長 平成17年7月 同 大臣官房付(兼)大臣官房道路関係 四公団民営化関係組織設立準備室 平成17年10月 独立行政法人日本高速道路保有・債務 返済機構総務部長 平成19年7月 国土交通省大臣官房政策評価審議官 (兼)大臣官房秘書室長 平成20年7月 同 関東地方整備局副局長 平成22年8月 同 大臣官房付 平成22年9月 阪神高速道路(株)取締役 (現在に至る)</p>	なし
7	<p>もり した しゅん ぞう 森 下 俊 三</p> <p>(昭和20年4月8日)</p>	<p>昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成14年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役副 社長 平成14年6月 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社代表取 締役社長(兼任) 平成16年3月 西日本電信電話株式会社代表取締役社 長 平成20年6月 同 取締役相談役 平成21年6月 大阪瓦斯株式会社社外取締役 (現在に至る) 平成22年6月 西日本電信電話株式会社相談役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 西日本電信電話株式会社相談役 大阪瓦斯株式会社社外取締役</p>	なし

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 森下俊三氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 森下俊三氏は、西日本電信電話株式会社の代表取締役社長を務められるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しておられますことから、社外取締役候補者としたものであります。

なお、同社は、一般消費者に提供する電話サービスの取引条件の表示に関し、平成 20 年 7 月に公正取引委員会から誤認を排除するための排除命令を受け、また、他の電気通信事業者の利用者情報の取扱いに関し、平成 22 年 2 月に総務省から業務改善命令を受けました。

第3号議案 監査役選任の件

監査役飯島久司氏及び楠守雄氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その後任として監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであり、本総会の終結の時をもって就任する予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
よこやま まさゆき 横山 雅之 (昭和31年9月25日)	昭和55年4月 警察庁入庁 平成17年4月 警察庁交通局運転免許課長 平成18年9月 同 交通企画課長 平成19年8月 大阪府警察本部警務部長 平成21年10月 警察庁長官官房審議官(交通局担当) 平成22年8月 埼玉県警察本部長 平成24年6月 警察庁長官官房付 (現在に至る)	なし
こんどう かつなお 近藤 勝直 (昭和21年4月19日)	昭和47年4月 京都大学工学部助手 昭和63年4月 流通科学大学商学部教授 平成4年4月 同 情報学部教授 平成10年4月 同 情報学部長 平成18年1月 同 副学長 平成23年4月 同 サービス産業学部教授 平成23年4月 同 図書館長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 一般社団法人システム科学研究所監事 一般財団法人阪神高速地域交流センター評議員	なし

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 横山雅之氏及び近藤勝直氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 横山雅之氏には、豊富な業務経験と見識を活かし、会社全体の業務の適正性を確保するという観点からの監査を期待しております。

近藤勝直氏には、学識経験者としての専門知識を活かした監査を期待しております。

なお、横山雅之氏及び近藤勝直氏は、民間企業の経営に関与されたことはありませんが、上述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

本総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます取締役大橋光博氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会に御一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
大橋 光博	平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長(現在に至る)